# 業 務 委 託 契 約 書

1　業　務　名　　次世代校務ＤＸ環境構築業務
2　業 務 場 所　　別紙仕様書のとおり
3　業 務 内 容　　別紙仕様書のとおり
4　履 行 期 間　　契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
5　契 約 金 額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）
6　契約保証金　　金　　円

上記の業務について、輪島市(以下「発注者」という。)と　　(以下「受注者」という。)とは、次の条項によって契約を締結し、その契約の成立の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和　年　月　日

発注者
輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地
輪島市
輪島市長　坂　口　　茂

受注者

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この条項に基づき、仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。
2　受注者は、頭書の業務を頭書の履行期間内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）
第２条　受注者は、この契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（再委託等の禁止）
第３条　受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（特許権等の使用）
第４条　受注者は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務の調査等）
第５条　発注者は、必要と認めるときは、業務に関して、受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができるものとする。

（業務内容等の変更）
第６条　発注者は必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。
2　受注者は、業務について不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により直ちに発注者に対し業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者協議して定めるものとする。

（危険負担）
第７条　業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

（業務完了報告及び検査）
第８条　受注者は、業務が完了したときは、業務完了報告書（成果物）を発注者に提出しなければならない。
2　発注者は、前項の報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に受注者の立会いの上、業務完了を確認するための検査を行うものとする。
3　受注者は、前項の検査の結果合格しないときは、直ちに補正して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、補正の完了を業務の完成とみなして前２項の規定を読み替えて、準用する。

（業務委託料の支払）

第 9 条　受注者は、前条の規定により、検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項による請求を受けたときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（履行遅滞の場合の損害金等）

第 10 条　受注者の責に帰する理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2　前項の損害金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

3　発注者の責に帰する理由により、前条の規定による業務委託料の支払が遅れたときは、受注者は発注者に対して年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約の解除）

第 11 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　履行期間内に業務が完了しないと認められるとき。

(3)　この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。

(4)　前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5)　第 3 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

3　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　第 6 条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2)　第6条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(3)　発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

(談合その他不正行為による解除)

第 12 条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)。

(3)　受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(4)　受注者について刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(解除の効果)

第 13 条　前条の規定によりこの契約が解除された場合には、この契約の発注者及び受注者の義務は消滅する。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、その部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 14 条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

3　第 1 項の場合(第 11 条第 1 項第 5 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(賠償の予約)

第 15 条　受注者は、この契約に関して第 12 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 12 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、命令の対象となる行為が、不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 16 条　受注者は、この契約に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報に関する取扱い)

第 17 条　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条　この契約書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第４　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第６　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10　受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第11　受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより発注者が損害を被ったときは、発注者は直ちにこの契約を解除するものとし、受注者はその損害を賠償しなければならない。